

## いわき市無料低額宿泊所届出事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）の届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開始の届出)

第2条 法第68条の2に規定する事業の開始の届出は、第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）開始届（第1号様式。以下「開始届」という。）により行うものとする。

2 前項の開始届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 届出時における法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人の場合に限る。）
- (2) 開始届を提出する日の属する事業年度の過去3年間における各事業年度の収支決算書及び事業報告書又はこれらに類する書類
- (3) 届出時における役員等名簿（第2号様式）
- (4) 代表者誓約書（第3号様式）
- (5) 届出時における法人の定款
- (6) 各部屋の広さや長さが分かる図面
- (7) 居室面積及び使用料（家賃）一覧（第4号様式）
- (8) 土地及び建物の権利関係を明らかにすることができる書類
- (9) 経歴申告書（第5号様式）
- (10) 入居者に対する処遇に関する項目（第6号様式）
- (11) 運営規程
- (12) 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合に限る。）
- (13) 事業開始時における居室利用及びサービス利用に係る契約書並びに重要事項説明書
- (14) 事業開始時における金銭管理に係る契約書（金銭管理を実施する場合に限る。）
- (15) サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法（サテライト型住居を設置する場合に限る。）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の届出)

第3条 法第68条の3に規定する事業の変更の届出は、第二種社会福祉事業（無料低額宿泊所）変更届（第7号様式）により行うものとする。

2 法第68条の3に規定する事業の休止又は再開の届出は、第二種社会福祉事業

(無料低額宿泊所) 変更届 (休止・再開) (第8号様式) により行うものとする。

(廃止の届出)

第4条 法第68条の4に規定する事業の廃止の届出は、第二種社会福祉事業 (無料低額宿泊所) 廃止届 (第9号様式) により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。